背をいうものにすぎない。論旨は、いずれも採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　小野幹雄

裁判官　大堀誠一

裁判官　橋元四郎平

裁判官　味村　治

裁判官　三好　達

原発とめよう

伊方集会

１０月２４日と２５日の二日間にわたってことしも「原発とめよう！伊方集会」が開かれた。主催は「原発さよなら四国ネットワーク・伊方集会実行委員会」。四国四県や広島、山口の各県で原発反対の運動を続けている市民グループから約６０人が参加。

２４日には八幡浜市内で反原発を訴えるビラを市民に手渡す行動を行ったのち、同市内の労働会館で「脱原発サミット」を開催。

広野さんのあいさつののち、山口県の上の関で原発誘致反対の先頭にたっておられる河本元町会議員が運動の中心になっている祝島での運動の状況などを報告。広島からはピースリンクグループが報告。

さらに今年７月までドイツに滞在していた松山市の丸井美恵子さんが、ドイツの原子力事情や市民グループの活動などについて報告したあと、松山市の薦田弁護士が日本弁護士会の調査団のひとりとして、ヨーロッパ各国の核廃棄物処理施設や再処理工場を視察し、放射線や放射能の管理のずさんさに驚いたことなどを報告。

２５日は、伊方町の湊浦地区で、折から町主催で開かれていた「健康と福祉のつどい」に参加しようとした人たちに、「健康を守るために原発に反対を」と訴えながら、各戸にビラを配布したのち、九町地区内で竜の大きな出し物を先頭に地区の人たちに「伊方原発をとめよう」と呼びかけながらパレード。最後に、建設中の３号炉を見下ろす県道で恒例の「人の輪」をつくり、３号炉反対のシュプレヒコールを繰り返して参会。

会計報告('92.10/1～10/31)

収入	
会費	４、０００
ニュース講読料	７６、０００
コピー代	９、６００
計	８９、６００
支出	
ニュース印刷代	３０、０００
郵送料	１１、１７７
振替手数料	１、５２０
資料費	２３、８６４
謝金	１０、０００
２号炉公判支援	３０、０００
ゼロックス・リース料	１０、３００
ゼロックス・コピー料	２６、０７４
計	１４２、９３５
差引	－５３、３３５
積立金合計	２、４０１、１９４

伊方訴訟ニュース

第 231 号
1992年11月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

１号炉訴訟

最高裁が原告ら住民の上告を棄却
司法判断を放棄し行政に屈伏

高松高裁の判決を不服として原告らが最高裁に１９８５年６月に上告していた訴えに対して、最高裁第１小法廷は１０月２９日、５名の裁判官全員一致で「上告を棄却する」との判決を下しました。慣例とはいえ、原告らはもちろん弁護団さえ判決を知ったのは報道からの問い合せがあってからという有様でした。

すでに報告しましたように、さる９月２２日に最高裁第３法廷は、敦賀市に建設中の「もんじゅ」周辺の住民が訴えていた行政訴訟について、全員に原告の適格を認める判決を出しました。その際、「これは、玄関の中に入れておいて、そこで蹴り出す魂胆ではないか」と予想していましたが、そのことが的中したといえるでしょう。

判決の特長は、以下の藤田弁護団長と広野原告団長の見解で明らかにされていますように、「国が行った安全審査では伊方原発周辺住民の安全は保障されない」との原告らの訴えを、最高裁が自ら判断することを避け、行政の判断が最高のものであるとして、原発についての資料も何一つ持たない非力な住民の訴えを切り捨てた点にあります。

藤田弁護団長の見解

「最高裁は今回の判決を出すのに７年以上もかかって何をしていたのか。原告らの主張と国の安全審査の結論のどちらが正しいかを司法の立場から判断すべきであったのに、裁判所の非力さを口実に、それから逃げ、論争の中身に踏み込まないままに行政の権威にすがった無様さは情けない。原告らが最後の頼みとした司法の権威は、今回の判決によってメルトダウンした。伊方原発はじめ日本の原発で大事故が発生した場合には、最高裁もその責任を負わされることとなったことを強調しておきたい。」

広野原告団長の見解

「私たち原告ら住民は、伊方１号炉の設置許可を取り消すように求めた訴訟を松山地方裁判所に昭和４８年に提訴した。そこで敗訴したのちに高松高裁に控訴し、そこでも敗訴して昭和６０年６月に最高裁に上告した。

それ以後、すでに７年間以上の長い歳月を最高裁は専ら書類審査で過ごしたのか、私たちには不明の毎日だった。その間、弁護団そして原告代表は、何度か上京して最高裁に出向いて訴え続けたが、その度ごとに何らの回

答もなく、また、審尋事項などを記録した書類も一度も作られないままに今日に至り、最高裁の態度は全く理解できない。

私たち原告はその適格を認められてきたのであるから、当然、前向きに審理が行われることを期待してきた。國側は、伊方町はじめ地方自治体の協力の下に電力会社から申請された書類をもとに検討したというのであろうが、そうした書類には住民の意見や考えは全く書かれていない。

原告らは、一審のはじめから、原発の危険はあり得ることだと主張し立証してきた。それがそのとおりに米国スリーマイル島原発やチェルノブイリ原発で大事故が起こり、その結果、それらの原発の周辺住民に大変な実害を与えてきたことは、誰もが認めるところである。もちろん最高裁もそのことを知っていたはずなのに、今回のような判決を出したことは許せないことである。

今回の判決は不当極まりないものであるが、私たち伊方原発周辺の住民は、いかなる方法によってでも、未来に向って反対運動を続ける決意を表明する。」

以下に最高裁の判決の全文を掲載しておきますが、判決の柱となっている判断事項を示すために判決文中に小見出しを挿入しておきました。

判決を読まれた会員・読者の皆さんが、判決についての感想や意見を寄せていただくよう期待しています。

広野さんの見解中にありますように、原告ら伊方原発周辺の住民は、今回の判決に衝撃を受けながらも、頭を下げることなく、2号炉訴訟も含め可能な方法の限りを尽くして運動を続ける決意を新たにしています。「支援する会」としても、住民の運動が続く限り、これまで同様にできるだけの支援を続けていきたいと念じていますので、会員・読者の皆さんのいっそうのご支援を念じています。

最高裁判決全文

上告人　井上常久
大澤喜八郎
浪下繁春
広野房一
矢野濱吉
戎　重和
鎌田健一郎
佐伯　勲
佐伯森武
谷本　功
得能亀雄
道休基文
西村交平
西村洲平
兵頭慎平
武内栄樂

右一六名訴訟代理人弁護士
新谷勇人
ほか二六名

被上告人
通商産業大臣　渡部恒三
右指定代理人　佐治輝好

右当事者間の高松高等裁判所昭和五三年行コ第四号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件について、同裁判所が昭和五九年一二月一四日言い渡した判決に対し、上告人らから全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理由

上告代理人新谷勇人、同井門忠士、同石川寛俊、同井上英昭、同浦　功、同岡田義雄、同奥津　亘、同菊池逸雄、同熊野勝之、同崎間昌一郎、同佐々木　斉、同里見和夫、同柴田信夫、同菅　充行、同田原睦夫、同田中泰雄、同仲田隆明、同中元視暉輔、同畑村悦雄同平松耕吉、同藤原　周、同藤原充子、同分銅一臣、同本田陸士、同三野秀富、同水島昇同藤田一良の上告理由のはじめに、第一章、第二章及び第五章の第一について

所論の点に関する原審の認定判断及び措置は、原判決挙示の証拠関係及び記録に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。

所論は、憲法三一条は、電力会社等が設置する原子力発電所の設置規制手続きを定める法律には、（1）原子炉設置予定地の周辺住民の設置規制手続きへの参加、（2）設置の申請書、付属書類及び審査資料すべての公開、（3）設置基準（安全基準）の明白かつ定量化の三点を定めることを要求していると解すべきところ、これらの点についての定めを欠く原子力基本法（昭和五三年法律第八六号による改正前のもの。以下「基本法」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和五二年法律第八〇号による改正前のもの。以下「規制法」という。）の設置規制手続きに関する規定は、憲法三一条に違反するものであり、また、上告人らに告知、聴聞の機会を与えずにした本件原子炉設置許可処分は同条に違反する、と主張する。

許可に際して住民の意見を聴かなかったことは憲法に違反しない

行政手続きは、憲法三一条による保障が及ぶと解すべき場合であっても、刑事手続きとその性質においておのずから差異があり、また、行政目的に応じて多種多様であるから、常に必ず行政処分の相手方等に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるなどの一定の手続きを設けることを必要とするものではないと解するのが相当である。そして、原子炉設置許可の申請が規制法二四条一項各号所定の基準に適合するかどうかの審査は、原子力の開発及び利用の計画との適合性や原子炉施設の安全性に関する極めて高度な専門技術的判断を伴うものであり、同条二項は、右許可をする場合に、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の意見を聞き、これを尊重してしなければならないと定めている。このことにかんがみると、所論のように、基本法及び規制法が、原子炉設置予定地の周辺住民を原子炉設置許可手続きに参加させる手続き及び設置の申請書等の公開に関する定めを置いていないからといって、その一事をもって、右各法が憲法三一条の法意に反するものとはいえず、周辺住民である上告人らが、本件原子炉設置許可処分に際し、告知、聴聞の機会を与えられなかったことが、同条の法意に反するものともいえない。以上のことは、最高裁昭和六一年行ツ第一一号平成四年七月一日大法廷判決（民集四六巻五号四三七頁）の趣旨に徴して明らかである。

安全審査の基準が確立したものでなかっても違憲ではない

また規制法二四条一項四号は、原子炉設置許可の基準として、原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであることと規定しているが、それは、原子炉施設の安全性に関する審査が、後述のとおり、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づいてされる必要がある以上、科学技術は不断に進歩、発展しているのであるから、原子炉施設の安全性に関する基準を具体的かつ詳細に法律で定めることは困難であるのみならず、最新の科学技術水準への即応性の観点からみて適当ではないとの見解に基づくものと考えられ、右見解は充分首肯し得るところである。しかも、設置許可に当たっては、申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性に関する審査の適正を確保するため、各分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を聴き、これを尊重するという、慎重な手続きが定められていることを考慮すると、右規定が不合理、不明確であるとの非難は当たらないというべきである。したがって、右規定が不合理、不明確であることを前提とする所論憲法三一条違反の主張は、その前提を欠く。論旨は、採用することができない。

次に、所論は、本件原子炉設置許可処分は、法律又はその委任に基づいて定められたものではない原子炉施設の安全性に関する基準を用いた安全審査に依拠してされたものであるから、憲法四一条、七三条一号、国家行政組織法一二条、一三条に違反するともいうが、本件原子炉施設の安全審査は、その合理性を充分首肯し得る規制法二四条一項四号の規定に基づいてされたものであるから、それが法律の規定に基づかないものであることを前提とする所論は、その前提を欠くものというべきである。論旨は、採用することができない。

所論のその余の違憲主張は、原審の認定しない事実を前提とするものにすぎない。また、所論引用の各判例は、いずれも事案を異にし、本件に適切でない。論旨は、いずれも採用することができない。

安全審査についての最高裁の見解

―原子力委員会が組織した各専門分野の学識経験者等（編集部注：原子力開発に批判的な者は除く）の最高の判断に基づいている―

同第三章について

原子炉を設置しようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならないものとされており（規制法二三条一項）、内閣総理大臣は、原子炉施設の許可申請が、同法二四条一項各号に適合していると認めるときでなければ許可してはならず（同条一項）、右許可をする場合においては、右各号に規定する基準の適用については、あらかじめ核燃料物質及び原子炉に関する規則に関すること等を所掌事務とする原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないものとされており（同上二項。なお、昭和五三年法律第八六号による改正により、実用発電用原子炉の設置の許可は被上告人の権限とされ、同法付則三条により、右改正前の規制法の規定に基づき内閣総理大臣がした右原子炉の設置の許可は、被上告人がしたものとみなされることとなった。）、原子力委員会には、学識経験者及び関係行政機関の職員で組織される原子炉安全専門審査会が置かれ、原子炉の安全性に関する事項の調査審議に当たるものとされている（原子力委員会設置法（昭和五三年法律第八六号による改正以前のもの）一四条の二、三）。

また、規制法二四条一項三号は、原子炉を設置しようとする者が原子炉を設置するために必要な技術的能力及びその運転を適確に遂行するに足りる技術的能力を有するか否かにつき、同項四号は、当該申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであるか否かにつき、審査を行うべきものと定めている。原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力ならびに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される。

右の技術的能力を含めた原子炉施設の安全性に関する審査が、当該原子炉施設そのものの工学的安全性、平常運転時における従業員、周辺住民及び環境への放射線の影響、事故時における周辺地域への影響等を、原子炉設置予定地の地形、地質、気象等の自然的条件、人口分布等の社会的条件及び当該原子炉設置者の右技術的能力との関連において、多角的、総合的見地から検討するものであり、しかも、右審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、右審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明かである。そして規制法二四条二項が、内閣総理大臣は、原子炉設置の許可をする場合においては、同条一項三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び四号所定の基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないと定めているのは、右のような原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、右各号所定の基準の適合性については、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当である。

行政訴訟の裁判官が、行政の判断以上の判断をすることはとても無理な話だから行政の判断に「不合理な点」があるか否かだけを判断すればいい

以上の点を考慮すると、右の原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判

断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。

原子炉設置許可処分についての右取消訴訟においては、右処分が前記のような性質を有することにかんがみると、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準ならびに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。

以上と同旨の見地に立って、本件原子炉設置許可処分の適否を判断した原判決は正当であり、原判決に所論の違法はない。論旨は、違憲をもいうが、その実質は、単なる法令違背をいうものにすぎず、原判決に法令違背のないことは右に延べたとおりである。論旨は、いずれも採用することができない。

安全審査では原子炉の設置に直接関係した事項だけを対象にすればよい

同第四章について

規制法は、その規制の対象を、製錬事業（第二章）、加工事業（第三章）、原子炉の設置、運転等（第四章）、再処理事業（第五章）、核燃料物質の使用等（第六章）、国際規制物質の使用（第六章の二）に分け、それぞれにつき内閣総理大臣の指定、許可、認可等を受けるべきものとしているのであるから、第四章所定の原子炉の設置、運転等に対する規制は、専ら原子炉設置の許可等の同章所定の事項をその対象とするものであって、他の各章において規制することとされている事項までをその対象とするものでないことは明かである。

安全審査では原子炉施設の「基本設計」だけを対象にすればよい

また、規制法第四章の原子炉の設置、運転等に関する規制の内容をみると、原子炉の設置の許可、変更の許可（二三条ないし二六条の二）のほかに、設計及び工事方法の認可（二七条）、使用前検査（二八条）、保安規定の認可（三七条）、定期検査（二九条）、原子炉の解体の届出（三八条）等の各規制が定められており、これらの規制が段階的に行われることとされている（なお、本件原子炉のような発電用原子炉施設について、規制法七三条は二七条ないし二九条の適用を除外するものとしているが、これは、電気事業法（昭和五八年法律第八三号による改正前のもの）四一条、四三条及び四七条により、その工事計画の認可、使用前検査及び定期検査を受けなければならないこととされているからである。）したがって、原子炉の設置の許可の段階においては、専ら当該原子炉の基本設計のみが規制の対象となるのであって、後続の設計及び工事方法の認可（二七条）の段階で規制の対象とされる当該原子炉の具体的な詳細設計及び工事の方法は規制の対象とはならないものと解すべきである。

右にみた規制法の規制の構造に照らすと、原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性にかかわる事項のすべてをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解するのが相当である。もとより、原子炉設置の許可は、原子炉の設置、運転に関する一連の規制の最初に行われる重要な行政処分であり、原子炉設置許可の段階で当該原子炉の基本設計における安全性が確認されることは、後続の各規制の当然の前提となるものであるから、原子炉設置許可の段階における安全審査の対象の範囲を右のように解したからといって、右安全審査の意義、重要性を何ら減ずるものではない。右と同旨の見解に立って、固体廃棄物の最終処分の方法、使用済燃料の再処理及び輸送の方法ならびに温排水の熱による影響等にかかわる事項を、原子炉設置許可の段階の安全審査の対象にはならないものとした原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、いずれも採用することができない。

安全審査などでの手続きでも違法はない

同第五章の第二について

原審の適法に確定した事実関係の下において、原子力委員会に置かれた原子炉安全専門審査会及び専門部会における原子炉施設の安全性に関する調査審議の手続きに、内閣総理大臣が原子炉の設置の許可をする場合には、原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないとして規制法二四条二項の趣旨に反すると認められるような瑕疵があるとはいえず、右手続きが違法でないとした原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、いずれも採用することができない。

ＴＭＩ事故とその原因も、「安全審査の合理性に影響を及ぼさない」

同第五章の第三について

原審の適法に確定した事実関係の下において、所論のスリーマイルアイランド原子力発電所二号炉の事故及びその原因が、本件原子炉施設について行われた安全審査の合理性に影響を及ぼすものではないとした原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

その他の原告の主張事項も「安全審査が不合理だ」という根拠にならないし、「違憲だ」という主張も言い掛りだ

同第五章の第四について

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし、首肯するに足り、右事実及び原審が適法に確定したその余の事実関係の下において、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会が本件原子炉施設の安全性について行った調査審議及び判断に不合理な点があるとはいえず、これを基にしてされた本件原子炉設置許可処分を適法であるとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、違憲をもいうが、その実質は、単なる法令違